

収受第185号
平30・5・11
人事課

2018年5月11日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄



## 要求書

2018年夏季・一時金要求について、下記のとおり要求します。

### 記

1. 夏期一時金については、期末手当として2.99ヶ月プラス52,000円を支給すること。給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え生活改善をはかること。
2. 一時金についての「役職別段階加算制度」については、ただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 人事評価の結果に基づく勤勉手当・昇給の反映は撤回すること。
4. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては、「民間準拠」を口実とした水準低下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院に働きかけることを行うこと。
5. 非正規・関連労働者の賃金・労働条件についても、正規職員との格差の是正にむけ具体的な措置を講じること。会計年度任用職員制度の実施に当たっては、現行水準を後退させることなく、当該労働者を含む合意と納得を踏まえ、条例化にあたっては、労使協議・労使合意で実施すること。
6. 業務実態に見合った人員・職場体制の改善をし、職員が、震災などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として引きつづき計画的に採用すること。
7. 自治体職員が住民のために健康で安心して働けるよう、違法なただ働き・サービス残業一掃に向けて、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。また、月45時間を超える必要な超過勤務をした場合は、超過勤務手当の支給率の引き上げ措置の対象にすること。
8. 夏期休暇については、春闘要求どおり10日間とすること。また、非正規職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。

以上